

# 鳥獣被害対策実施隊について

本年度より、新たに鳥獣被害対策実施隊が結成されました。実施隊は、町内を見回り鳥獣の捕獲や追払い、被害調査等を行います。集落で鳥獣を目撃した、あるいは農作物の被害があった場合は、下記事務局までご連絡するか、巡回中の実施隊へ直接連絡をお願いします。

## 記

- 1 活動日 平成29年4月3日～平成29年11月14日  
毎週 月曜日・水曜日・金曜日（午前9時～午後4時）  
※祝日は除く
- 2 目的 鳥獣被害の防止及び被害調査
- 3 連絡先 下郷町役場産業課 0241-69-1188  
又は、巡回中の実施隊へ直接連絡
- 4 伝達内容 集落名とお名前を添えて、目撃場所や農作物の被害内容をご報告ください。実施隊が現場へ向かいます。
- 5 備考 複数の情報提供があった場合等は、時間の都合上、次の活動日に伺う場合もありますので、ご了承ください。

## 地域で取り組める鳥獣対策

### 鳥獣を引き寄せないために

- ① 人家の周りに鳥獣の餌になりうる生ゴミ等は放置しない。
- ② お墓のお供え物は必ず回収し、鳥獣に餌を与えない。
- ③ 既に収穫しなくなった柿の木等は、鳥獣にとって貴重な栄養源となるので、適切に処分する。

### ツキノワグマに出会ってしまったら

- ① 遠くにいるのを発見した場合は、そっと立ち去る。
- ② 大声で叫んだり、石や棒等を投げて興奮させない。
- ③ クマから目を離さないようにして、できるだけゆっくり後ずさりしながら離れる。
- ④ 背中を見せて逃げるとクマは本能的に襲ってくるので**厳禁**。